

佐々木

一、この事業は、各社が抱へる問題の解決に資するものとして、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

昭和二年四月十日

日本製糖株式会社

代表取締役

甲斐屋 山竹録之助

日合北極堂

代表者

山下十吉

十九日覚書条件に依り、日合能体と日合北極堂との間で、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、

一、この事業の遂行に必要となる資金の調達に、各社が協力し、